

令和 7 年度 第 1 回吹田市学校給食運営会議

1 開催日時

令和 7 年 11 月 7 日(金) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 00 分

2 開催場所

吹田さんくす 3 番館 教育委員室

3 出席者

出席委員

委 員 長	吹田第六小学校長	(学校長代表)
委 員	西山田小学校長	(学校長代表)
〃	南山田小学校栄養教諭	(栄養教諭代表)
〃	吹田市 P T A 協議副会長	(保護者代表)
〃	吹田市 P T A 協議副会長	(保護者代表)
〃	学校教育部保健給食室長	(教育委員会代表)
〃	学校教育部保健給食室参事指導主事	(教育委員会代表)

4 議題

- (1) 学校給食運営に係る組織について
- (2) 令和 6 年度小学校給食決算について
- (3) 令和 7 年度小学校給食事業概要について
- (4) 給食費の状況と今後について
- (5) 食物アレルギーの対応について
- (6) その他

5 議事概要

別紙のとおり

令和7年度 第1回吹田市学校給食運営会議 議事概要

○事務局 定刻となったので、これより吹田市学校給食運営会議を開会する。本委員会の議長の選任について、吹田市学校給食運営会議設置要領の第4条に従い委員長を本委員会の議長としたいが、異議はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議長に議事進行をお願いする。

○議長 学校運営に係る組織について、事務局に説明を求める。

○事務局 吹田市学校給食運営会議の専門部会として、吹田市学校給食献立作成会議、吹田市学校給食用物資選定会議を設置しており、これらについて説明する。

吹田市学校給食献立作成会議は、望ましい学校給食献立の作成を目的として、2か月分の献立について協議を行っている。献立作成を行う栄養教諭が献立会議等を経た献立案について説明し、教職員代表や調理員代表と協議して献立を決定している。教室での児童の様子や配膳方法などを考慮し、児童の嗜好に合わせること、安全面・衛生面に配慮すること、また安心安全な給食提供を行うため、適正な調理工程となっているかなどの協議を行う。

次に吹田市学校給食用物資選定会議は、先の献立作成会議にて決定した献立を元に、吹田市の登録事業者に通知を行い、献立に見合った物資の選定を行うものである。ここでいう物資とは給食に使用する食材のことを指す。先の献立作成会議と同様に、様々な視点において物資を選定するため栄養教諭代表に加えて教職員代表や調理員代表にも委員として参加いただいている。

選定物資は、使用頻度などに応じて年間物資・学期物資・2か月物資に分けている。使用頻度が高く、価格が安定して仕入れることのできる物資を年間物資、ついで学期物資、価格変動の大きい魚介類などは2か月ごとに選定を行っている。年間物資として契約すると、事業者も安定した供給がある程度見込めるため、価格は一定で安定した物資の調達につなげることができる。そのため、可能な限り年間物資として契約することに努めている。

さらに、物資ごとに形状や容量、産地、添加物など様々な吹田市独自の規格を設けており、その規格に応じた物資であるか確認を行い、規格をクリアした物資のみ選定の対象とし、事業者名や金額を伏せた上で委員が点数評価をしている。おいしさに関する食味評価と見栄え、配合、産地、調理面などに関する見本評価のそれぞれに点数を付け、各委員の総合計点に価格点や前回評価点を踏まえて物資を決定する。

このように吹田市では、良質で美味しい給食物資を確保し、今後も引き続き安心安全な給食の提供に努めていく。

○議長 事務局からの説明について、何か質問等はないか。

○委員 吹田市学校給食献立作成会議設置要領第3条（3）の児童のし好調査について、どのようなタイミングで行われているのか。また、全校一斉なのか、もしくは一部の学校を抽出して行っているのか。

○事務局 特に期間を定めて行っているわけではないが、毎日、給食後の残食調査を全校で実施しており、月ごとに集計している。また、栄養教諭配置校については、教員から児童に聞き取りを行い、クラスごとにどういった献立が残りやすいかを調査して、それらを次回以降の献立作成に反映させて活用している。

○議長 他に何か質問はないか。

（発言なし）

次に、令和6年度小学校給食の決算報告について、事務局に説明を求める。

○事務局 令和6年度の吹田市小学校給食の決算報告を行う。

まず、収入の部について、令和5年度の1年間と令和6年度の4月から9月までは、児童の給食費を無償としていたため、令和5年度に関しては教職員分のみの徴収額となっており、令和6年度については、児童分に関しては10月から3月までの徴収額、教職員分に関しては年間の徴収額となっている。

支出の部について、「賄材料費」というのが食材を購入する費用のことだが、これについては、令和6年度の年度途中に、精米の調達先である大阪府学校給食会から、精米価格の大幅な値上げが示されたことにより、令和5年度よりも3千万円程度増額している。

牛乳やパンについても、価格は令和5年度より上昇している。これらの主食や牛乳の値上げにより、野菜やおかずなどといった副食原材料費に充てる金額が減少している現状となっている。

○議長 事務局からの説明について、何か質問等はないか。

（発言なし）

次に令和7年度吹田市小学校給食事業概要について、事務局に説明を求める。

○事務局 令和7年度吹田市小学校給食事業概要について説明する。

事業期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までだが、今年度は、古江台小学校において、給食室の改修工事を行ったため、1学期終了後の8月26日から10月31日までは、自校調理ではなく、事業者に調理や配送を委託するデリバリー方式で、保温食缶によって給食を提供した。令和8年度は、青山台小学校において給食室の改修工事を実施するため、今年度の古江台小学校と同様に、デリバリー方式で保温食缶によって給食を提供する予定である。

吹田市立小学校35校の給食対象人員を2万3,236人と見込み、年間給食回数については197回を予定している。給食費については、一食単価は低学年251円、中学年256円、高学年261円である。しかし、今年度については、国の重点支援地方交付金の活用を見込んで、4月から9月までの児童の給食費を無償としている。10月以降は、学校給食法に則り保護者負担としている。

また、給食で使用する食材費の値上がりが続いている中、給食の質を確保するために、交付金の活用を見込んで、年間を通じて食材費の値上がり分の補助を行っている。

4月以降、15円から17円の値上がり分補助を行っていたが、8月以降は更に補助額を増額し、28円から32円の補助を行っている。

そのため、給食費は、低学年251円、中学年256円、高学年261円だが、公費補助額を加え、1食あたり単価としては、低学年279円、中学年286円、高学年293円として設定している。給食費の内訳は牛乳代と主食・副食代となっており、給食で提供する食材費にすべて充てられる。

給食費に関する収支予算の収入の部について、令和6年度及び令和7年度の4月から9月の半年間は児童の給食費は無償であったため、給食費の児童の額については、10月から3月までの半年間の収入額となっている。

支出の部に記載している賄材料費とは、牛乳や野菜などといった給食で提供する食材の全ての費用を指す。この支出に対し、収入の部として、児童・教職員の給食費と、給食で使用された油を廃油回収業者へ売却することで得る廃食用油売却代、残りを市税で賄っている。

○議長 事務局からの説明について、何か質問等はないか。

○委員 給食室の改修工事について、具体的にはどのような工事なのか。また、工事期間が2学期に及んでいるが、子どもたちにとって、デリバリー方式による給食といった変化があることになるが、夏休み中に工事を完了することはできなかったのか。

○事務局 古江台小学校、青山台小学校とともに、児童・教職員数の合計食数が800食程度に増加すると見込まれており、既存の給食設備ではその食数に対応することはできないため、調理室の場所の拡大や釜の台数を増やすなどの工事を行っている。

また、夏休み中に本来工事を完了したいところであるが、大規模な工事になるため、夏休み期間のみでは間に合わないことや、現在工事するにあたっては、4週8休といって、4週間の中に8日間は休みを設けなければならないため、工事期間が長くなるという状況である。

○委員 給食費の内訳について、近隣他市と比較する場合はどの数字になるのか。

○事務局 吹田市では令和7年8月以降は、28円から32円の公費補助を行っているため、低学年279円、中学年286円、高学年293円の単価設定としており、比較する数字は中学年の286円となる。

○委員 廃食用油の売却について、売却事業者は単なる廃油処分業者なのか、または、飛行機の燃油等に使用されるような、利活用を行っているのか。

○事務局 昨年度までは、廃油処分業者に回収してもらっていたが、今年度の4月からは、いわゆるSAFという航空燃料への再利用を図っている。

○議長 他に何か質問はないか。

(発言なし)

次に給食費の状況と今後について、事務局に説明を求める。

○事務局 まず、小学校給食費については、令和5年4月に中学年の日額で、227円から256円へ30円程度増額の改定を行った。その後も、様々な食材価格、輸送費の値上がりが継続する中、献立や、食材の選定の工夫を行うことで、給食費の範囲内で質を低下させずに給食を提供してきた。

しかし、昨今の精米価格の上昇や、そのほかの食材費の上昇の影響が大きく、学校給食摂取基準に沿った給食提供が困難となってきた。そこで、給食の栄養価や質を維持するため、国の重点支援地方交付金の活用を見込んで、令和7年度のみ暫定的に、値上がり分について公費補助を行い、保護者負担である給食費を据え置きとした。

令和8年度については、給食の質を低下させることなく、学校給食摂取基準に沿った給食を提供するため、小学校給食費の改定を行う予定をしている。令和8年度から小学校給食費の無償化を全国で実施するとの方針が報道されているが、現在、国からも大阪府からもその詳細が示されていない。内容が示されたら、それに沿った対応となると考えている。無償化実施の有無に関わらず、食材費の購入に必要な金額としては増額しなければならないため、給食費を改定する予定である。

次に、給食費の内訳について、現行の中学年の給食費は256円で、その内訳は、牛乳74円、米飯49円、パン11円、副食122円、となっている。ただし、昨年度から精米の価格が大きく上昇したことで、令和7年度の給食費における米飯の価格が以前よりも大幅に上がった。そのことにより、副食の価格が圧迫されたため、令和7年度は、国の交付金の活用を見込んで、臨時に、一部公費補助を行っている。4月から7月までの1学期の間は、中学年では16円の補助を行い、8月からは更に14円を加え、30円の補助を行った、1食単価286円で給食を実施している。

次に、給食費の改定額についてであるが、さきほど申し上げたように、現行の中学年の給食費は256円である。令和7年度は、4月からは16円の公費補助を行い、8月からは更に14円、合計30円の補助を行っており、1食あたり286円で給食を実施している。令和8年度については更に食材費が上昇することが見込まれるので、16円の改定額として、中学年の給食費を302円に改定する予定である。なお、この改定額については、令和8年度予算が市議会において議決されることにより確定となるので、本改定額はあくまで予定額である。

令和8年度の16円の改定額について、次のとおり算出している。

まず、精米については、6円の増額としている。精米は、大阪府学校給食会から調達しており、新米の出る11月に、12月からの1年間の価格が示される。今年の12月から、1年間の精米価格が1kgあたり712円から807円と100円近く上昇するので、その上昇分を1食あたりに換算している。

次に、牛乳とパンについて、4円の増額としている。牛乳やパンについても、大阪府学校給食会から調達しており、こちらについては来年度の価格が示されていないので、総務省が公表している消費者物価指数から算出している。1月から7月までの消費者物価指数の前年同月比の平均が+3.5%であることから、今後も同程度の物価の値上がりを見込み、現在の牛乳及びパンの価格から+3.5%である、牛乳3円、パン1円の上昇を見込んで、その分の増額改定としている。

最後に、調味料と副食について、6円の増額としている。こちらについては、実際の、吹田市小学

校給食で使用している食材の価格上昇率から算出している。令和5年度から令和6年度の、月毎に契約している食材と年間で契約している食材の価格の上昇率が約4%であり、令和6年度から令和7年度の上昇率についても約4%であることから、今後も同程度の物価の値上がりを見込んで、現在の副食に係る費用の約4%である6円の増額改定としている。

なお、消費者物価指数とは、毎月総務省が公表している数値で、前月や前年など、過去のある地点を基準としてどの程度価格が変化したか、を表したものである。令和2年を基準値100と設定し、増減を表すと食料品は上昇傾向にあり、令和7年9月のデータでは、「生鮮食品」「生鮮食品以外の食料品」とともに、過去約5年で一番高い指数値を記録しており、今後も引き続き価格が上昇する状況が予想される。

献立については、常に児童にとって必要な栄養価の確保に努めているところであるが、このような物価上昇が続く中、現在の給食費では、栄養価を維持した献立作成が困難な状況であることから、栄養価や給食の質を維持していくため、先述したとおり、給食費を改定する予定である。

○議長 事務局からの説明について、何か質問等はないか。

○委員 現行の給食費が256円で公費補助が30円ということだが、保護者の中には256円が302円へと上昇するような捉え方になってしまうよう思うが、今後の見通しとして、国が示している令和8年度給食費無償化の流れのなかで、今までどおり、物価上昇分を全額補助額として付けてもらえるのか、そのあたりを教えてほしい。

○事務局 令和7年度上半期は給食費を無償化していたが、これについては、国の交付金の活用が見込まれていたため行っていたものであり、1年間の一部公費補助も、同様に国の交付金の活用を見込んで行っているものである。

令和8年度については、現時点で国からの情報が出ていないが、公費補助について、吹田市で負担するのは財政的に厳しい状況である。報道では令和8年度から小学校給食費を無償化するといったことが言われているが、詳細については、示されていない。給食費については、市によって制度がまちまちで、一律に無償化するとしても、どのような人たちになるのか、現在制度設計が行われているものと思われる。

○委員 現在、10月から給食費の負担が発生していると思うが、不登校児童の家庭においては、給食費の対応はどのようにになっているのか。

○事務局 5日以上連続して欠食する場合は、事前に給食の停止届を提出してもらうことになっている。

○委員 事前提出について、いつから停止されるのか。即日停止されるものなのか。

○事務局 学校から報告のあった日の4日後から停止している。

○議長 他に何か質問はないか。

(発言なし)

次に、食物アレルギーの対応について、事務局に説明を求める。

○事務局 まず、学校給食における食物アレルギー対応の基本に基づいた本市の取組について、食物アレルギーの対応は、文部科学省並びに大阪府教育委員会から示されている、対応指針とガイドラインに基づき、本市の手引を作成し、各校でこれに基づき実施している。

文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」は、乳アレルギー児童が学校給食で除去食を食したのち、おかわりで通常食を食してしまい、アナフィラキシーショックの疑いで死亡するという痛ましい事故が発生したことをきっかけに、このような事故を二度と起こさないようにと文部科学省が調査研究会議を設置し、再発防止のための検討を行い、最終報告としてまとめられたものに基づき、定められたものである。

この中には、「食物アレルギー対応の大原則」というものがあり、私たちの取組・対応の基本となるところがこの大原則となる。

- ① アレルギーを有する児童にも給食を提供することを前提とするため「安全性を最優先」
 - ② 個々に行うのではなく「組織的に行う」
 - ③ 医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする
 - ④ 学校や調理施設、人員などを考え「無理な対応は行わない」
 - ⑤ 教育委員会が対応の一定の方向性を示し、取組を支援する
- といった内容である。

更に細かくチェック表として示されており、基本方針を決定し、学校での体制・児童の情報収集・献立作成・調理・提供までを細分化した、それぞれの気を付けるべきところが列挙されている。気を付けるべきポイントや考え方などの詳細は、この対応指針の中に記載されている。

これらを踏まえて、大阪府教育委員会から「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」が示されている。学校給食における食物アレルギー対応の考え方部分では、先ほどの対応指針から更に進め「アレルギーを有する児童が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができる」と記載がある。原則も、項目が追加されており、更に対応の方法として a. 最優先は安全、b. 二者択一の原則、c. 二者択一したうえでの給食提供など、具体的に示されている。

また、事故を防ぐための主な留意点にも、食べる時だけではなく、献立作成時点からの留意事項が示されている。このように、文科省の内容を更に詳しく、実際の対応に即したもののがガイドラインとして示されている。

吹田市での取組について、①から③はいわゆる組織固めに関する内容となっており、④については、実際に学校と家庭、校内体制に関わる内容になる。

吹田市では、全校統一の対応としており、家庭とのやりとり、献立確認、除去食の提供方法、クラスでの対応などその方法を統一することで、市内での転校や教職員が異動した時など学校が変わっても、対応が同じであることが保護者にとって安心感があり、混乱や確認不足などを防ぐ手立てになると考えている。

また、年間のスケジュールを示しているが、基本となるスケジュールがあれば、遅滞なく対応の

めどが立てやすくなると考え、その年度の日付に合わせてスケジュールを策定している。

続いて、対応の開始・解除、明確な献立作成や使用食材、などについては、対応の基本的な考え方として、手引きの各項目で記載している。これ以外にも、例えば献立作成については、年度当初、1年生の給食が始まる週には除去食対応献立は入れない、除去食は1日1献立のみ、同日の複数献立に主だったアレルゲンの食材が入らないようにする、また揚げ物のフライ油は3回使いまわすので、どの献立の順番であれば少しでも多くの児童が食することができるかなど、いろいろと工夫している。

吹田市の課題となるところが「二者択一」の原則である。「二者択一」とは、一つのアレルゲンに対しての対応は、一種類のみという意味である。

学校で食べていたものが食べられなくなる、家庭と学校では食べる範囲が変わるなど、児童の側からすると「せっかく食べられていたのに」とか、保護者からは、みんなと同じものが食べられたのに子供がかわいそうといった感情が生まれるものと思われる。これは学校現場でも同様の意見を伺うことがある。ただし、アレルギーを有する児童にも給食を提供することを前提としつつも、安全性を最優先しなければ安心・安全な給食の提供はできないといった考え方が文部科学省の対応指針の根底にあるものと考えている。

また、今は軽度の場合やあまり提供されないアレルゲンの場合は「担任の確認や必要書類の提出や献立確認をすることなく、自己除去」という選択肢がある。自己責任で取り除いて、欠食して代替のお弁当を持参するといった選択肢である。二者択一を進めた場合、この自己除去を選択される方が増えるのではないかを懸念している。その場合、児童及び家庭側からすると、食べていたものをそのまま食べるということで変化はないが、一方で、安全を最優先として事故なく食べられるようにするという方針からそれたものになってしまう。

ただし、食物アレルギーではなく他の医療的な配慮から食することができないものに関しては、従来通りの対応を継続したいと考えている。食物アレルギーはアナフィラキシーなどすぐに発症するものもあり、国や府でも方向性が示されているが、その他に関しては学校給食に関する対応が示されていないからである。様々な考え方を整理し、二者択一や自己除去をやめるということも含めて進めていくことが必要になるが、一方で対応の確認をするための帳票類については、少しでも負担が少なくなるように、わかりやすくするなど再考していくことは不可欠であると考えている。また、献立作成に関しても、わかりやすい献立内容や食材選びなどにも引き続き取り組みたいと考えている。

「二者択一の統一に向けた、吹田市の考え方・対応の基本」にて、示しているのが、除去対象とならないものである。この対象外となるものは、1つ目は本市独自で給食では使用しないと決めたもの、2つ目は文科省の対応指針に示されている内容の抜粋である。

1つ目に関しては、特定原材料及びそれに準ずるもの28品目のうち、13品目については本市の給食では提供しないため、給食での申し出は基本的に必要がないものである。また、2つ目に関しては、調味料、だし、油など原因食物、いわゆるアレルゲンとして持っていても、この範囲は食べもらうことが可能なものを示している。

続いて、「アレルゲンごとの対応例」に関しては、国が定める28品目中、吹田市で使用しない13品目を除いた15品目に対して、またそれ以外の品目は一例として対応を示したものである。

卵であれば、今は生扱いとしている「マヨネーズ」は別立てで対応しているが、今後はマヨネーズだけがダメな場合も、卵除去食対象となる。

また、乳に関しては、現在「パンの欠食・飲用牛乳の欠食」のほか「パンのみ食べる」といった選択肢があるが、今後はすべて欠食し除去食対象となる。これらは、今まで食べることができたのに食べることができなくなる例である。

一方で魚に関しては今まで、青魚といったカテゴリをまとめて対応を考えることにしていたが、国が定める品目が魚体ごとの品目になっているため、今後は魚体ごとの対応にする方向で考えている。このように今後の対応がどのようになるのかをしっかり家庭へも示して、理解いただくことが必要であると考えている。

この二者択一に関しては、大阪府教育委員会からも再三の指導があり、自己除去の選択肢があることについても指摘されているところである。

このため、来年度から実施するべく準備を進めていたが、影響があまりにも大きいため、もう一年準備にかかるものと判断している。来年度一年をかけて、家庭への説明の方法や、対応の整理、吹田市として今以上の対応ができるとはないのかなど、整理をしたいと考えている。

○議長 事務局からの説明について、何か質問等はないか。

○委員 吹田市の取組みとして、各校では研修会を実施しているとのことだが、児童に一番近い担任の先生レベルでの情報共有や研修会といった取り組みはされているのか。

○事務局 教育委員会主催の説明会を年に1回開催し、情報共有している。今年度は1月に実施する予定であり、35校の担当の教員に対して、さきほど説明した吹田市の対応などの説明を行う。その中で、手引きの策定についてのポイントや今後の対応の行程等について全校に説明する予定である。

また、年度当初に、各学校のアレルギーを有する児童がどのクラスにいるとか、こんな症状があるといった先生方の情報共有として、学校内で研修を行っている。そのなかで、エピペンの操作方法や実際にエピペントレーナーを使用して、職員全体で繰り返し行うことで意識づけにつながっていると思う。何か補足あれば先生方からお願ひしたい。

○議長 栄養教諭から補足説明があればお願ひしたい。

○委員 年度当初にアレルギー児童を有する児童について、担任、管理職、養護教諭のみんなで情報を共有する。それとともに、毎日しなければならないことを、アレルギー対応が必要な先生を集めて周知している。食べられるもの、食べられないものをクラス内の同一の場所に掲示して誰がみても分かる、代わりの先生が来ても、この日に何があるのかがわかるようにしており、どの学校でも同じようなことは行っていると思う。

毎日給食の時間にそれを確かめて、今日は食べても問題ないという管理を徹底している。必ず朝の健康観察の時と給食の時と二重に確認をしている。なぜなら、例え鮭であれば、除去食がないため、代替食を持参があるので、朝に確認し、食べる前に再度確認するということを各学

校で取り組んでいる。

エピペン研修といって、エピペン練習用キットを使い、先生たちみんなで打ち合って、こういう症状が発生した場合は、このようにエピペンを打つということを練習している。また、シミュレーション研修というのも実施しており、アレルギーを有する児童が誤食して苦しいと言い出したときに、どう対応するかをシミュレーションを通じて体験している。その際に、対応が必要になったときは、担任はどういう動きをして、管理職はどういう動きをして、そのサポートはどんなことをやるのかというようなことを研修で積み重ねていっている。

○委員 児童の個別対応が必要なときに、そのような対応をする部屋がないということを聞いたことがあり、先生も対応を考えて、多目的ルームや相談室を使用していることがあるようだが、児童にとっては、寂しい思いをしていると思うと、そういった児童においてもより良い環境で食べることができればいいなと感じている。

○議長 学校では教師は座席配置もよく考えてアレルギー児童に対応しており、仮に別室での対応となるとそれに伴う人の確保という問題が生じるため、安全に教室の中で食べられるように、間隔をあける、先生の目の前に場所を確保する等は各学校で行っていると思う。

給食については、各学校が工夫して、栄養教諭がきめ細かく行っており、先生が入れ替わっても必ず同じ流れでアレルギー対応ができるようになっている。子供たちが流れを作つて進めてくれており、先生たちは見て確認するだけというように、どこの学校も定着しており、その定着、積み重ねが生きているのではないかと感じている。

○議長 最後に議題6その他について全体を通して、何か質問等はないか。

○委員 座席配置について、給食の時間は、グループごとに分かれて席を向き合うようななかたちになっているのか。

○議長 学校によって、先生の学級づくりの方向性によるが、そこは制限なく、楽しい給食ということを目標にどこの学校も取り組んでいると思う。ただし、1年生だと放つておくと、いつまでも話をして進まないので、一定の時間になったら前を向く、又は時間を気にしながら食べるというような指導は行っていると思う。

○委員 給食業者について、入れ替わる時期、タイミングはどのようにになっているのか。年1回なのか3年に1回更新があるのか、そのあたりの事情を教えてほしい。

また、事業者が変われば、調理員はそのまま雇用されることがあるかもしれないが、子供の話によれば、変わるタイミングで配缶量が変わってしまい、隣のクラスからもらうといったことがあり、事業者が慣れるまではいろんなことが起こっていると思う。

○事務局 委託事業者については、3年ごとの更新となっており、直営から委託に変わるとも、プロ

ポーザル方式といって、複数の事業者から提案説明をしてもらい、全て点数化による審査を行って、委託校事業者を選定している。

委託事業者が仮に3年に1回変わった場合、又は、直営から委託に変わった場合においても、準備期間を設けるために夏休みを挟んで、委託開始は8月としている。

私たちの目標とするところは、作り手が変わっても、子供がそれに気づかないようにするということであるが、事業者によっては、まずは規定の配缶量をきっちりと守っていくなかで、慣れてくると、このクラスはよく食べるからすこし多めに配缶しようということがあると思う。

ただし、規定量をあまり逸脱することはできないために、ちょっとしたさじ加減があるので、そのあたりがまだまだしっかりできていなかったのではないかと感じる。

○議長 ほかに質問はないか。

(発言なし)

それでは以上で、本日の議事を終了する。